

88	米国産牛肉よりも我が国の牛肉の方が不安です。SRM除去は確実に実施されていますか？実施されているとすると誰が(監督機関)それをチェックし、担保しているのですか？また、我が国の屠場はまだ米国に比べて非衛生的な所が多々あります。ピッシングが依然として行われている我が国では屠場内における交差汚染の方が心配である。飼料工場内での交差汚染は畜種別に製造ラインを完全分離されているのでその危険は皆無になったと思います。科学的知見に立つと米国の牛肉の方がより「安全」ではないでしょうか！国産牛肉は「安心」ではありますが、我が国の「屠場の現状」から鑑みて「不安」が常につきまといます。	
89	国内におけるピッシング処理についても改善する必要があると考える。今後のリスク管理業務に期待している。	日本のBSE対策については、今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」において分析・検証を行いました。このリスク結果を踏まえ、リスク管理機関ではSRM除去や飼料規制等の実施状況の検証や、ピッシングの中止に向けた取組を行っているところであると認識しています。また、今回の審議結果案においても、御指摘のありました、SRM除去のチェック体制、ピッシングの実施状況、飼料工場内の交差汚染の可能性についても、米国・カナダ及び日本の規制やその遵守状況について比較検討を行い、日本ではピッシングを実施していること、また、と畜場におけるリスク低減措置においてHACCPによる管理が義務付けられていないことなど審議結果案に記載しており、今後、リスク管理機関によるさらなる取組の推進が図られるものと理解しております。なお、寄せられた御意見についてはリスク管理機関にお伝えいたします。
90	マスコミや不支持者の方には「米国の輸出プログラムの運用や法令順守がきちんとされるかどうか問題だ」という話が盛んだが、振り返ってみれば日本のプログラムは現状どうなっているのだろうか。当然のことながら同様の法令遵守がなされるかどうか、きちんと確認をしているということに関してきちんとチェックしているものをあまり見た事がない。 米国だから法令順守が疑問、日本だから安心というのは日本人にありがちな思い込みから始まっているのではないかな？ 米国のと畜場のシステムや衛生管理は流れ作業だから危険だ、という話がある一方で、日本のと畜場は小規模な施設も多いため、手作業工程が多くなり、ゆえにピッシングを続けざるを得ないという話もあるという。 流れ作業だから危険、手作業だから安全という思い込みも本当に正しいのか、疑問が残る。 日本のと畜に関するプログラム、コンプライアンスについても情報公開はできないかな？ また、と畜場の近代化やBSE研究の費用など実効性の高い策に国として投資するプランを早期に実施すべきである。	
91	部位に加工する際の異物混入や細菌感染の防止としての米国の技術の方がメリットがあり、日本ももっと積極的に米国のHACCPを導入するなど日本国内の加工業者の技術向上を望んでいます。それが安全な食を提供することに繋がると考えています。	今回の審議結果案においては、日本ではピッシングを実施していること、また、と畜場におけるリスク低減措置においてHACCPによる管理が義務付けられていないことなど記載しているところです。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
92	「管理措置の遵守が十分でない場合」の考え方について 審議結果(案)では、「管理措置の遵守が十分でない場合には一旦輸入を停止する事も必要」との主旨が「結論への付帯事項」として示されています。リスク評価機関として「管理措置の遵守が十分でない場合」の具体的な内容について、明らかにする必要があると考えます。	管理措置の遵守が十分でない場合の具体的な内容として審議結果案では、例えば、出生月齢の証明が出来ない場合、SRM除去が不十分な場合、処理・分別過程において牛肉等が20ヶ月齢以上のものと混合される場合が例示として記載されています。
93	近頃まれに見る科学的な意見を出されたと思います。 但し、牛肉の食習慣について、イギリス、米国、日本、さらにはフランス、独逸などとの違いを、検討されたら良かったのではないかなとも思います。	今回のリスク評価では、より安全性を考慮した観点から検討を行ったところであり、御指摘のように食習慣の相違について検討は行いませんでした。なお、食習慣により牛の使用部位や量も相違がありますが、今回のリスク評価においても例えば、内臓ではどの部位の使用が多いかなどの検討は行っております。
94	食肉等のリスクの比較において、日本では全頭検査が行われていることにより食肉の安全性が担保されている事実、米国の牛については20ヶ月齢以下の牛といえども、日本の牛とはBSE規制の経緯や現状が異なり、BSE規制スクリーニングが行われていない以上安全性が担保されていないという問題点を指摘する必要がある。 つまり、様々なBSE対策で汚染の可能性が抽象的にも少ない上に、さらには事実上の全頭検査によりBSEプリオンによる汚染の可能性が限りなくゼロに近い日本国内由来の食肉と、BSE対策が不十分でありかつBSEスクリーニングもないが、20ヶ月齢以下であるから抽象的に危険性が低いと考えられる米国・カナダの輸出プログラムによる食肉とでは、明らかに安全性に質的な違いがあり、これらの差異が小さいなどと評価することは明らかな誤りである。	今回のリスク評価では、御指摘のとおり、米国・カナダと日本ではBSE対策の経緯や現状が異なるとの前提で、日本向け輸出プログラムだけでなく、その背景リスクである米国・カナダにおける生体牛のBSEリスクに係る対策についても項目毎に分析・検証を行い、その結果、リスク評価の上で考慮すべき事柄については審議結果案に記載しました。 こうした項目毎の分析・検証結果をもとに、米国・カナダ産牛肉等(20ヶ月齢以下)と日本産牛肉等(全月齢)のリスクの同等性について総合的に評価を行い、今回の審議結果案を取りまとめました。

95	現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国・カナダから輸入される牛肉及び牛の内臓（以下「牛肉等」という）を食品として摂取する場合 についての諮問は人間が直接食品として摂取する場合のリスク評価しかしておらず、食品として以外の輸入についての評価が抜け落ちている。この食品として以外の評価を行わない場合、牛の飼料やその他の動物の飼料として輸入・給餌されることにより、それら給餌された動物がBSEと同じような病気の元になる可能性を無視することとなり、人間に対するリスクを過小評価することになる。	今回の審議結果案は、厚生労働省及び農林水産省（リスク管理機関）から、「米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でと畜解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性について」の諮問を受けて、調査審議を行った結果を取りまとめたものであり、牛肉及び牛の内臓以外の輸入される飼料については検討の対象としていません。なお、輸入飼料による日本でのBSEリスクについては、今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価」において検討が行われていますのでご参照下さい。
96	現在の技術で20ヶ月以下の牛についてBSEが発見出来ない事は分かる。だから、それについてはそのまま輸入したところで、全頭検査するのとリスクに違いがないというのも理解出来る。 ただし、それはあくまで「現在の技術」においての話であり、将来的な技術の発達によっては、20ヶ月というのは必ずしも妥当な線引きとは言えなくなる。それを今回の答申から、20ヶ月という線引きで「制度化」が行われてしまった場合、その後の技術と制度の間に隔離が起こってくる可能性がある。日本において、一度でも制度として作られてしまった場合、見直す事が非常に困難だと思われる。 これらの事を踏まえた上で、 1. 1年ごとに、危険部位の除去だけで輸入出来る月齢を見直す。 2. 上記月齢以上に關しては、全頭検査を義務づける。 3. 加工食品に対する原産国の表示の義務化 のような事を加えてもらいたい。	本年5月に答申した「我が国における海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価」においても記載されているように、リスク評価の基本となる科学的知見に関して、今後、新しいデータ技術革新等が得られた場合には、評価の見直しを行う必要があると考えます。今後、リスク評価結果を踏まえて、リスク管理機関が米国・カナダ産牛肉等に係る施策を行うこととなります。 御指摘のありました表示に関しては、リスク管理機関が判断すべき事項であり、寄せられた御意見はリスク管理機関にお伝えいたします。
97	議論の比重が、日米のリスク評価の差に偏っており、プリオン感染牛が発見された場合に、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）発症の確率がどの程度かという、リスクの「絶対値」評価の議論（あるいはその広報）が不十分であると考えます。このため、国民に無用な誤解を生み、パブリックアクセプタンスを難しくしていると思います。	今回の米国・カナダ産の牛肉等のリスク評価について、vCJDリスクの評価が不十分との御指摘ですが、既にvCJD患者発生数の予測等については、昨年9月に公表した「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について（中間とりまとめ）」の中で記載されているところであり、今回のリスク評価においては、米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理される牛肉等と日本産牛肉等のリスクレベルの同等性について検討を行うことで十分と考えております。なお、御指摘のようにわかりにくい部分があることから、今後とも食品安全委員会ホームページや季刊誌等を通じてわかりやすい情報提供に努め、国民の皆様方のご理解を深めて頂けるよう努力してまいります。
98	日本人の大半がコドン129がMM型の遺伝子を持っている関係からもリスクの差は小さくないと考えた方が自然である。	今回の米国・カナダ産の牛肉等のリスク評価は、米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された牛肉等と日本産牛肉等について、いずれも日本において人が食品として摂取する場合のBSEに関するリスク評価を行ったものであり、米国人と日本人のリスクの同等性の比較を行ったものではありません。 なお、ご指摘の点については、平成16年9月に公表した「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について（中間とりまとめ）」の中で記述されており、プリオン専門調査会はこの点を十分理解した上で特に記載する必要がないと判断し、今般の審議結果案を取りまとめたところです。
99	日本の場合は21ヶ月齢以上の牛は全頭検査しており、21ヶ月齢以上のBSE牛が消費者の口に入ることは無いので、日本のリスク評価の対象も米国とカナダと同じ20ヶ月齢以下の牛にすべきではないでしょうか。日本のリスク評価の対象を全月齢にしたのは、日本のリスクの値を上げて米国とカナダのリスク値に近づける為ではないのでしょうか。	米国・カナダの国内規制及び輸出プログラム（全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等）により管理された米国・カナダ産の牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクの同等性について正確にリスク評価を行うためには、我が国でと畜場で処理されている全年齢の牛を対象とする必要があると考えており、決して米国・カナダのリスク値に近づけようとする意図したものではありません。
100	報告書（案）の6. 結論への付帯事項の最終パラグラフ（P32の下から1～4行目）は、「もし、リスク管理機関が輸入再開に踏み切ったとしても、……、処理・分別過程において牛肉等が20ヶ月齢以上のものと混合されるなど、人へのリスクを否定することができない重大な事態となれば、一旦輸入を停止することも必要である。」とあるが、20ヶ月齢以上は21ヶ月齢以上の誤りではないか。	御指摘の点については、記述の誤りであり、訂正させていただきます。
101	諮問の主旨は「vCJDの感染リスクはどうか」であるのだから、定量的評価も必要ではなかったのかと思える。	審議結果案の「審議にあたっての基本方針」においても記載していますが、評価に当たっては、出来るだけ具体的な数量を用いて我が国と米国・カナダのデータを比較・分析するが、不明な点が多くなると予想されること、十分な資料が得られにくい点などを考慮すると定量的な評価は困難であると考えられることから、評価は定性的な評価を基本とし、悲観的なシナリオで検討を行ったところです。

102	評価は定性的評価を基本とし、悲観的なシナリオで検討を行ったとしているが、以下の詳述するように、個別の検討内容を見れば、不正確な資料に基づく定量的評価を試み、その中で決して悲観的でない、場合によれば最も楽観的なシナリオによる評価も含まれている。これらに矛盾のないよう、再度見直す必要がある。 1. 侵入リスクにおいて、統一された統計値はなく、正確に把握出来たとは評価できない。 2. 不確かな数値からBSE検査で見逃していた可能性を考慮していないこと、侵入リスクを幅のある数値で推定していること、英国以外からの侵入リスクを英国の100分の1と仮定する根拠が不明であることから、悲観的なシナリオとはいえない。	リスク評価に当たっては、審議結果案に記載されているように、出来るだけ具体的に数量を用い、不明な点が多くなると予想されること、充分な資料が得られにくい点などを考慮して定性的評価を基本とし、悲観的なシナリオで検討を行いました。 1. 侵入リスクに利用した統計数値は統一されたものがなかったため、2つの統計数値を用いて侵入リスクの把握に努めました。 2. BSE検査で見逃していた可能性については、「2.3 BSEサーベイランスによる検証」の中で検討し、記載しています。また、悲観的なシナリオで数値を表す際にも出来るだけ情報を添えて示すよう配慮しました。侵入リスクの考え方は、引用文献(24)の欧州科学委員会の報告書に基づいており、英国以外からの侵入リスクを英国の100分の1とする考え方もこの報告書にあり、欧州におけるこれまでのBSEに関する疫学的データに基づくものとされています。
103	コンプライアンスについて触れすぎている。貿易は2国間の責任においてなされるものである以上、リスク評価機関がその遵守について繰り返し述べるのは越権行為と考える。	今回のリスク管理機関からの諮問に対して、審議結果案の結論に記載されているように、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、この前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ評価結果は異なったものになると記載するなど、リスク評価機関とリスク管理機関との責任について明確にしたものです。
104	今回評価が行なわれた米国・カナダ産の牛に関しては、情報のほとんどが相手国政府から提出されたものであり、その検証が日本の行政によって行なわれていません。評価を受ける側の資料を鵜呑みにした評価と受け取られないよう、リスク管理機関に対して、事前のデータの検証と保証を求めるべきと考えます。	今回の米国・カナダ産の牛肉等のリスク評価においては、食品安全委員会プリオン専門調査会での審議及び専門委員からのご意見を踏まえ、リスク評価に必要なと考えられる関連資料をリスク管理機関を通じて米国・カナダ政府から提出されたものと認識しています。また、リスク管理機関からの提出資料のみならず、米国やカナダの状況を視察した専門委員からの実状報告等、米国・カナダにおける最新の関連情報の収集に努めました。それらの資料に基づき、プリオン専門調査会において、中立公正な立場から科学的な議論を尽くしたものと考えております。
105	昨年、EU食料安全庁は「地理的BSEリスク」を公表し、「米のBSE感染の可能性が高い、未だに確認していない状況であり、感染の確率は高まり続けている。」と指摘しました。「地理的BSEリスク」作製にあたり、作業グループが米国牛について調査を実施したと聞いています。その懸念どおり今年6月米国で、感染牛が確認されました。 この審査結果(案)であれば日・米牛のリスクの同定性評価はできません。管理機関からのデータ提供に頼るのではなく、どうして自らデータを集め、確認する努力をされなかったのですか？	今回の米国・カナダ産の牛肉等のリスク評価においては、食品安全委員会プリオン専門調査会での審議及び専門委員からのご意見を踏まえ、リスク評価に必要なと考えられる関連資料をリスク管理機関を通じて米国・カナダ政府から提出されたものと認識しています。また、リスク管理機関からの提出資料のみならず、米国やカナダの状況を視察した専門委員からの実状報告等、米国・カナダにおける最新の関連情報の収集に努めました。それらの資料に基づき、プリオン専門調査会において、中立公正な立場から科学的な議論を尽くしたものと考えております。
106	米国におけるCJD集団発生有無を検証してください 米国においては数ヶ所でCJDの集団発生が伝えられています。米国政府は症状がvCJDと異なることなどを理由にCJDが偶然重なったものと説明していますが、米国型BSEが感染した場合は症状がvCJDと異なる方と考えられる方が自然であり、米国型BSEの存在を考慮に入れた集団発生の検証が必要と考えます。 米国からは過去、生牛や肉骨粉などが輸入され、米国型BSEが存在する場合は、日本への侵入も考えられます。その場合は、SRMや検査方法などの国内管理措置を見直す必要が生ずる可能性があると考えます。またCJDサーベイランスも見直す必要が出る考えられます。英国型BSEに関するリスクはこの間の対策によって相当程度低められてきたと考えられますが、もし米国型BSEが存在する場合は現行の対策で十分と言い切れず、依然として大きなリスクに暴露されている可能性があると考えられますので、ご検討をお願いいたします。	食品安全委員会プリオン専門調査会において、報道のあった米国ニュージャージー州におけるクロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)患者の集団発生を疑う事例について検討が行われ、米国疾病病原体策予防センター(CDC)とニュージャージー州政府の共同調査の結果、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)の症状は見られなかったと報告されていることを承知しています。また、アイダホ州におけるCJD患者の集団発生を疑う事例については、CDCと同州政府が調査を行っているところと承知しています。 また、現在までにご指摘のような米国型BSEの存在を疑わせる知見は得られておりません。 今後新たな科学的知見が得られた場合には、必要なリスク評価の見直しを行うこととしております。
107	飼料検査の評価がぬけています。報道によると、米国では飼料の検査が行われているようです。評価内容はわからないのですが、プリオンを見つけたら検査が行われているのであれば、屋内飼育の家畜のリスクを大きく下げることが出来ます。ぜひ、そのような飼料検査によるガードを取り入れるように答申して下さい。	米国・カナダの飼料規制に関して、御指摘のようなBSEプリオンを直接検出する検査は行われていませんが、リスク管理機関を通じて米国・カナダ政府より提出された規制に関する資料やその遵守状況に関する調査報告、専門委員からの報告等に基づき、飼料規制の経緯・内容及びその遵守状況を含む飼料管理の実態について調査審議を行い、今回の審議結果案を取りまとめたところです。 なお、結論の付帯事項において、米国及びカナダでのBSEの増幅を止めるためには、SRMの利用の禁止が必須であり、牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある旨記載しているところです。
108	非発生国のリスク評価を早急に行なってください 今回は米国・カナダのリスク評価を厚生労働省・農林水産省の諮問で行なっていますが、過去英国や米国等から肉骨粉等を輸入しており、EFSAのGBR評価が行なわれていない国から、牛関連食品が輸入されていることは問題であると考えます。早急に、厚生労働省・農林水産省に諮問を請求するか、独自にリスク評価を行なう必要な勧告を行なってください。	御意見については承りましたが、今回の意見募集の対象ではないと考えます。 なお、食品安全委員会企画専門調査会において、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価(リスク評価)すべき案件の候補として、マスメディア等を通じて収集した情報や、国民から寄せられた要望・意見について、①国民の健康への影響が大きいと考えられるもの、②危害要因等の把握の必要性が高いもの、③評価ニーズが特に高いと判断されるものの3つの観点から検討が行われ、メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係るリスク評価が候補として選定されました。今後、食品安全委員会に報告され、さらに検討が行われることになると承知しています。

109	食品安全委員会とプリオン専門調査会は、その科学的評価において、根拠の不明な数値による試算を行うより先に、現行で出来る科学的な検査、飼料中や食肉中の牛蛋白や中枢神経組織を科学的に検出できるキットを用いての実態調査結果を要求し、それを基に評価すべきと考えるが、何故行わないのか？ 科学評価をうたい文句にしなが、科学的調査を怠るのはなぜか？答申案を決議する前に今から実態検査の上、その結果を答申案に反映すべきである。	一般的に、リスク評価にあたっては関連する全ての情報が得られることが理想的ですが、現実的には質又は量が多少なりとも充分でない情報の中でリスク評価を行わざるを得ず、その場合には用いたデータの質・量が十分であったかどうかの情報を添えて評価結果を示すことが重要であると考えます。 今回のリスク評価では、米国・カナダの規制、リスク管理機関を通じて米国・カナダ政府から提出された補足資料、専門委員からの補足説明等により出来るだけ具体的な数量の入手に努めましたが、充分なデータが得られなかったことも事実です。従って、今回のリスク評価は、情報が不明な側面もあった中で行ったものであることに留意する必要があることを審議結果案に明記したところです。なお、米国・カナダの規制の遵守状況についてキットを用いた検証を行うべきとの御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
110	日本のBSE検査体制の見直しで、20ヶ月齢で線引きされましたが、その根拠として、21ヶ月齢の牛にBSEが感染が認められたとされています。同時に検出された異常プリオンの量が非常に少なかったとも言われています。この様なことから、動物実験がされたと聞いていますが、2年以上たった今日、その経過も、結果も発表されていません。重要な判定を下した根拠ですから、情報を開示する義務があるはずで、至急公表されるよう希望します。	我が国で確認された21,23ヶ月齢のBSE感染牛は、ともにホルスタイン種(去勢牛)です。これらは迅速検査のエライザ試験と確認検査のWBの両方で陽性となり、牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議でBSE感染牛と判定されました。これらの牛の脳脳剤のマウスへの感染実験はBSEプリオンの増幅を目的として行われているものです。11月2日に開催された第118回食品安全委員会において、この21ヶ月齢と23ヶ月齢の感染牛を用いた感染実験の結果に関して質問がありました。実験は、現在も継続中と聞いていますが、結果が得られ次第、プリオン専門調査会において、その結果につき検討を行うこととしたいと考えております。
111	外国では、30ヶ月齢以下の牛では、BSEの判定が困難とされているのに、なぜ、日本では21ヶ月齢と23ヶ月齢の感染牛が発見されたのか、その牛は和牛の雌・雄なのか、乳牛の雌・雄なのかどちらか知りませんが、どういふ方法で判定されたのか未だ発表されていないと思いますが、すでに発表されているのでしょうか。早く知りたいものです。	
112	豚のニパウイルスなどは注射の使いまわしにより蔓延した例が知られているが、家畜に投与される薬剤の成分や予防接種の針の使いまわしなどによって、BSEの感染拡大につながることはないのか？それらの検証は行わないのか。	御指摘のような動物用医薬品や注射針によるBSEの感染拡大につながるなどの知見は現在のところ得られていません。今後、新たな知見が得られればプリオン専門調査会において必要な検討を行いいたいと考えております。
113	「リスク評価」においては、BSEの感染源と感染経路、およびBSE汚染度を知ることが重要である。我が国のBSE感染源と感染経路はいまだに解明されていないが、「リスク評価」の一環として調査報告を食品安全委員会に提出させ、そこで報告書の「科学的評価」を行うべきである。また、米国・カナダにBSE検査結果の公表を求め、BSE汚染度を明らかにするよう管理機関に要請すべきである。	平成15年9月、農林水産省がそれまでに日本で確認されたBSE陽性牛7例について原因究明を行った「BSE疫学検討チームによる疫学的分析結果報告書」が公表され、そのことについては、平成16年9月に食品安全委員会が公表した「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(中間とりまとめ)」に記載しています。その後、BSE陽性牛が確認されたことを踏まえ、農林水産省は原因究明に向けて、これらの牛に関する疫学調査をさらに進めているところであると承知しています。今後、調査結果については、プリオン専門調査会でも必要な検討を行うことになるものと考えております。
114	感染肉は熱処理後も生体に危険なのですか？	BSEプリオンの感染性は、通常の調理時の加熱では減少しないとされています。なお、今回の審議結果案では、BSE症状を呈した末期牛や高リスク牛から摘発されたBSE感染牛(94ヶ月齢)では、特定危険部位からもBSEプリオンが検出されており、筋肉中のBSEプリオンの存在は否定できないが、これまでのところ、潜伏期にあるBSE感染牛の筋肉からはBSEプリオンが検出されたという科学的知見は得られていません。
115	・BSE病原体に関連する質問 アメリカの豚・鶏は肉骨粉を与えられていますが、牛と違いなぜBSEに感染しないのですか？感染する可能性は100%ないのですか。 ・肉骨粉を与えられている鶏が卵を産むとき、便と同じ所から出る卵の殻は危険性はないのですか？ ・肉骨粉を家畜に与えている人達への危険性はどうか？	・現在のところ、自然界においては豚や鶏がBSEに感染するとの知見はありません。100%感染しないのか、なぜ感染しないのかなど詳しいことはわかっておりません。 ・鶏卵の殻にプリオンが付着する可能性は完全には否定できないと考えられます。 ・米国・カナダで肉骨粉を家畜に与えている人への危険性を示唆する知見はこれまで入手しておりません。
116	答申案とは直接関係はないでしょうが、消費者の立場としては是非とも知りたい点です。 BSEの原因と言われるプリオンは異常蛋白とか言われているが、プリオンの正体はなにか。細菌・ウイルスの類か、異常細胞なのか。細菌・ウイルス又は蛋白類なら加熱すれば無害になると思うが、どうか。	プリオンは、生物の身体の中のたんぱく質が異常化したものです。BSEの原因は、他のTSEと同様、十分に解明されていませんが、最近、最も受け入れられつつあるのは、プリオンを原因とする考え方です。プリオンは、通常の微生物を不活化する加熱や、一般化学薬剤、電離放射線などの処理に強い抵抗性を示します。
117	BSEの病気は発症すると治療法は？ BSEの薬はありますか？	寄せられたご質問は今回の審議結果案に対する情報ではございません。厚生労働省のホームページ(http://www.mhlw.go.jp/qa/kenkou/vcjd/index.html)を御参照下さい。

118	世界各國のBSE対策と日本のBSE対策はどのように違うのか知りたい。	今回のリスク評価においては、米国・カナダと日本のBSE対策について比較検討しました。これらの国のBSE対策については、審議結果案や調査会資料を御参照下さい。また、それ以外の国のBSE対策について、これまでのプリオン専門調査会で検討された内容は、会議資料を御参照下さい。 (http://www.isc.go.jp/sonota/date.html)
119	食の安全あるいはリスクに関する「科学的評価」等の情報を産、官、学、消費者が双方向に共有して信頼関係を築くのが食品安全委員会の役割のほうである。「リスク評価」が信頼されるためには、検証と反証可能な資料を公開し、一般から寄せられた「科学的評価」等を答申案の作成または修正に生かしていくことが大切である。最終答申案には親委員会である食品安全委員会の責任の下に、食品安全委員会の意見、パブリックコメント、リスクコミュニケーションから寄せられた「科学的評価」等に関する意見を取り入れる必要がある。	食品安全委員会は、食品健康影響評価を実施する際には、消費者、生産者、食品関連事業者、研究者、行政機関等の関係者が意見・情報を共有するためのリスクコミュニケーションを意見・情報の募集や意見交換会等を通じて実施しております。その結果、当該評価案についての新たな科学的知見が得られた場合には、それを評価案に反映させることとなります。
120	問題は、学問的な純理論値によれば安全であるかどうかということではなく、実際にその理論値を達成するためには、どうすればいいか、ということが答申の中心に置かれなければならないと思います。	
121	審議結果(案)を見る限りにおいては、限られた情報の中でリスクを評価しており、次の段階として、対象国の検査や調査制度が確実に運用されているかを、政府または食品安全委員会あるいはその他の中立的第三者機関が調査及び評価することの必要性を、結論において、強く主張する必要があると考えます。	
122	審議結果(案)にも記載されている通り、輸出プログラムの実効性を確保する責任はリスク管理機関にあると考えます。また、コーデックス委員会(FAO/WHO合同食品規格委員会)が取りまとめたリスクアナリシス(リスク分析)の作業原則においても、リスク管理の決定に影響を及ぼす不確実性を解消する責任はリスク管理側にあると示されています。「規制の遵守に関する実効性の確保」や「リスク評価の過程で問題となった点」等については、審議結果(案)でも繰り返し述べられておりますが、食品安全基本法第23条第3項に基づく関係大臣への勧告を実施するなど、審議結果(案)に基づき食品安全委員会としての強い意思表示を行う必要があると考えます。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、リスク評価機関とリスク管理機関の関係について議論をおこない、各々の責務を明確化しました。具体的には、輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されることの確認はリスク管理機関の責任であること、また、仮にリスク管理機関が輸入を再開する措置をとった場合に、プリオン専門調査会は、リスク管理機関から輸出プログラムの実効性およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があることを審議結果案に記載しています。 なお、リスク管理機関の責任事項については、審議結果案の「結論への付帯事項」に記載があります。また、食品安全委員会は国民の皆様方のご理解をさらに深めて頂くために、リスク管理機関と共に、11月14日から22日まで、全国主要7都市において審議結果案に関する意見交換会を開催しました。
123	ここにきて再三にわたり、リスク評価機関とリスク管理機関における責任及び所掌は異なることを強調し、安全性の確保について現実に輸入再開の運びとなった場合には、そのこと自体について貴委員会はなんらの責任ももつものではないと主張されている。しかしながら、評価を踏まえたうえで企画立案、実施がなされるのであり、それらの各段階における責任は一連のマネジメントサイクルにおける責任として不可分一体のもののはずである。 さらに内閣府設置法4条1項には、「食品の安全性の確保を図るための環境の総合的な整備に関する事項」と掲げられており、文言をそのまま読み取れば、貴委員会は内閣府の調整機能を用い、例えばリスク管理機関の説明の場を設ける等、総合的に食の安全に関する環境の整備を図るべく積極的に行動することが任務のはずである。	
124	リスク評価とリスク管理の関係を是正してください リスク管理機関は貴委員会で出されたリスク評価結果に、施策の実施可能性等を考慮して、できるだけ安全な対策を取るべきと考えますが、この間、貴委員会の答申に安全を考慮した上乗せはほとんど行なわれずリスク管理措置が取られています。貴委員会は答申に当たって、評価に不確実性のあること等を明確にしてリスク管理機関に理解させ、リスク管理機関が不確実性を考慮して安全を見込んだ施策を取るよう要請するなど、予防原則の取入れを含むリスクアナリシスシステムの修正が必要と考えます。	今回のリスク管理機関からの諮問に対して、審議結果案の結論の中で、牛肉等のリスクに関しては米国・カナダにおける規制と、リスク管理機関からの情報や専門委員などからの補足説明をもとに評価せざるを得ず、不明な側面もあることを考慮する必要があること、また、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、この前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ評価結果は異なったものになると記載するなど、リスク評価機関とリスク管理機関との責任について明確にしたところで、それぞれの機関がその責任を果たすことが重要であり、今後ともリスク評価機関として引き続き努力してまいります。なお、日本のBSE対策については、今年5月に答申した「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」において分析・検証を行いました。このリスク結果を踏まえ、リスク管理機関ではSRM除去や飼料規制等の実施状況の検証や、ピッシングの中止に向けた取組を行っているところであると認識しています。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。

125	今回のリスク評価には、①諮問にそって評価を行うという評価の枠組みの制約、②評価データが仮定の文書によるもので実態のデータが欠落していること、③リスク評価方針（リスクアセスメントポリシーなど）の不備、④リスク評価機関と管理機関との意思疎通の弱さなどの問題点を指摘できます。これらについては、プリオン専門調査会においても議論になったところ（たとえば5月31日のプリオン専門調査会議事録参照）。また、農水省と厚労省が作成した「食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」では、リスクアセスメントポリシーにおいて「複数のリスク管理措置案ごとのリスク低減効果」を明確に記述するとされていますが、今回の諮問には複数の代替案は提示されていません。 食品安全基本法によれば、委員会は自主的な評価を行うことができ、勧告権限を有しているわけですから、リスク評価方針に関して、評価者の立場から点検し意見を述べるような仕組みを採用する必要があります。また、データの収集に関してはリスク管理機関の協力のもとに、委員会事務局がその態勢を強化すべきです。 さらに、リスク管理機関においてはリスク評価方針や諮問について利害関係者による十分なリスクコミュニケーションの機会を設けることが重要です。リスク評価を受けてのリスク管理措置の選択についても、事前のリスクコミュニケーション機会を設けることが欠かせません。 食品安全委員会は、今回のリスク評価プロセスを十分に吟味して、リスク評価体制の再検討を開始すべきです。	今回のリスク評価における審議では、御指摘のとおり、リスク評価機関との関係について議論を行い、審議結果案の結論の中で、牛肉等のリスクに関しては米国・カナダにおける規制と、リスク管理機関からの情報や専門委員などからの補足説明をもとに評価せざるを得ず、不明な側面もあることを考慮する必要があること、また、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、この前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ評価結果は異なったものになると記載するなど、リスク評価機関とリスク管理機関との責任について明確にしたところです。 リスク管理機関との協力体制については、御指摘のあったデータ収集に関して、今回のリスク評価においてもリスク管理機関を通じて多くの資料を入手したところです。また、リスクコミュニケーションに関しては、11月14日から22日まで、全国主要7都市において審議結果案に関する意見交換会をリスク管理機関の協力を得て実施したところです。今回のリスク評価プロセスを踏まえ、今後ともリスク評価のためのより良い体制づくりに努めてまいりたいと考えております。寄せられた御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。
126	評価をするに十分な資料や裏付けがない場合に仮定的な条件を前提として評価を行えば、そもそも客観的科学的評価としての価値が失われるだけではなく、リスク管理機関に科学的評価が可能であると判断させ、さらにはその仮定的条件の評価までもリスク管理機関の判断に任することになり、同機関の裁量によりリスク評価機関の評価がいかようにも利用される結果となり、結局はリスク評価機関とリスク管理機関を分け、食品安全を図ろうとした食品安全基本法の趣旨に反することになる。	今回の米国・カナダ産の牛肉等のリスク評価に当たっては、米国・カナダ及びリスク管理機関から提出された多くの資料をもとに、基本的にはリスク低減措置の原則の比較のほか、情報入手可能なものに関しては出来るだけ実効性の比較にも努めました。情報入手に限界があったことも事実です。このような前提の下での評価ではありますが、中立公正な立場から科学的な議論を尽くした結果であると考えております。 また、結論の付帯事項では、①リスク評価結果を受けて施策を実行する場合の国民への結果の説明、輸入再開した場合の輸出プログラムの遵守の確保について責任を負うこと、②輸出プログラム遵守のためのハード、ソフトの確立とその確認は最も重要であり、遵守されない場合はこの評価結果は成立しない旨を明記し、リスク管理機関に伝えることとしました。
127	科学的には評価することは困難との答申を踏まえて、輸入再開の決断は、リスク管理者の責任である。少なくとも、科学的評価によるものではなく政治的行政的決断による再開、それが明確になるような答申を出すべきである。	
128	リスクコミュニケーションの一層の推進について (1)意見募集及び意見交換会で出された意見に対するプリオン専門調査会の対応について 今回の意見募集や全国で開催された意見交換会において、国民から寄せられた意見・情報等や当会が前項において述べた意見・要望について、専門調査会として国民にきちんと説明することが必要と考えます。このため、プリオン専門調査会として、会議の開催や調査・検討などの必要な対応を要望いたします。 (2)リスク評価機関としての説明責任及びリスクコミュニケーションの推進について 食品安全委員会はリスク評価機関として、このリスク評価作業の検討経過や結論等について、国民に対する説明責任を果たすことが必要です。そのためには、今回実施した意見交換会に留まらず、幅広い説明・意見交換の場を設けていくことが重要であると考えます。 また、現在実施されている意見交換会やパブリックコメント等を通じて国民から出された意見や疑問について、食品安全委員会が真摯に受け止め、出された意見に対する説明と丁寧な対応を行うことがリスク評価機関に対する信頼性向上のためにも必要と考えます。 (3)リスク評価機関とリスク管理機関との間におけるコミュニケーションの促進について リスク評価機関である食品安全委員会とリスク管理機関である厚生労働省・農林水産省との間でのコミュニケーションについて、審議結果（案）では、「これまでの『中間取りまとめ』、『BSE国内対策の見直し』などにあたり、リスク評価機関とリスク管理機関の関係を再確認せずに評価作業を進めてきた点に問題があった」とし、今回のリスク評価作業では、審議の冒頭で諮問の背景や経緯等についてリスク管理機関と意見交換等が行われています。リスク分析手法の実効性を確保するためには、リスク管理機関とリスク評価機関との間での密接なコミュニケーションは重要であり、今後より一層のコミュニケーションが図られることを要望いたします。	食品安全委員会では、日頃から評価結果（案）等についてホームページ等を通じて情報提供に努めているところです。この度の「意見・情報の募集」並びに意見交換会にいただいたご意見・情報については、食品安全委員会委員や当専門調査会専門委員の中で情報を共有し、評価結果を取りまとめる際の貴重な参考意見・情報とさせていただくとともに、その際、併せて当専門調査会を開催するか否かについても最終判断をさせていただきます。なお、リスク管理に係るものについては、リスク管理機関にお伝えいたします。この他、ご指摘いただいた「リスク評価機関とリスク管理機関との間におけるコミュニケーションの促進」については、今後とも良好なコミュニケーションが図られるよう努めてまいります。

129	リスクコミュニケーションを抜本的に改善してください リスクコミュニケーションとは単に評価結果などを説明することではなく、消費者をはじめとした利害関係者の意見を聞き、反映できることは反映することを目的としています。とりわけBSE問題は科学的な不確実性が大きく、施策の検討のためには予防的な措置を取る観点が必要と考えられるので、リスクコミュニケーションは貴委員会でもパブリックコメント等の意見を専門調査会で議論されることがほとんどなく、リスク管理機関でも利害関係者の声を積極的に取り入れる姿勢が感じられません。貴委員会が先頭に立ってリスクコミュニケーションのあり方を変えていただくことを要望します。	リスクコミュニケーションは、関係者間で情報や意見を相互に交換し、理解を深めることを目的としています。しかしながら、我が国においては未だ端緒の段階であり、必ずしも効果的なリスクコミュニケーションが実施されていないのが現状です。現在、食品安全委員会に設置されているリスクコミュニケーション専門調査会において、効果的なリスクコミュニケーションの手法について調査審議が行われているところであり、今後その結果を踏まえつつ、より効果的な実施に努めてまいりたいと思います。なお、意見交換会や「意見・情報の募集」でお寄せいただいたご意見・情報は、食品安全委員会委員や当専門調査会の専門委員の中で情報を共有し、貴重な参考意見・情報とさせていただきます。
130	11月22日の東京におけるリスクコミュニケーションにおいて、寺尾食品安全委員会委員長代理は、「パブリックコメントにおいて新たな科学的知見が出されない限り、プリオン専門調査会は開催されない。」と述べたが、これはおかしい。プリオン専門調査会が科学的知見に基づき、テーマを評価する場であることは確かだが、そこで出された結論に対する国民の意見(パブリックコメント)は、一定の科学的見解を広く国民に伝達する上での強力な補強材と捉えるべきである。従って、パブリックコメントを集約した後、きちんとプリオン専門調査会を開催し評価検討を行うべきである。特に今回の場合、諮問を受ける際、あるいは結論をまとめる際においても、仮定の上に立つというまったく科学的でない結論を出しておきながら、パブリックコメントについては科学的な新事実がなければ検討の場を作らないというのはおかしい話である。	寄せられたご意見・情報は、専門委員の中で情報として共有しております。その上で、プリオン専門調査会を開催するか否かの最終判断を当専門調査会として決定したものです。
131	「国民からの情報は委員に配布される」と事務局から回答がされているが、過去、委員2名に問い合わせたところ、「このような情報は事務局から直接いただいたことがない」との回答を得た。それ以前に、審議内容が公開されるべき規定になっているにも関わらず、それら委員への提供情報が公開資料とされないのはなぜか。国民から寄せられた情報は、共有情報として国民へも全公開すべきであるが、パブリックコメントへの回答にしても、寄せられた国民意見のごく一部の抜粋と事務局作成の回答のみが公開されているだけである。公開にそぐわない禁止用語の含まれた悪口雑言などならまだしも、中には重要な現場の情報が含まれている。食品安全委員会の信用にかかわる姿勢と思われる。	関係者から寄せられた意見・情報については、審議の効率上、内容の重複しているものなどについては、まとめた形で資料としているところですが、寄せられた情報すべてをみたいという方々には、請求に基づき、個人情報等を除いて対応しているところです。 また、審議の過程で提供された情報等については、適宜、専門委員に提供しているところです。
132	パブリックコメントの全てをなぜ国民に公開しないのか。また、リスクコミュニケーションの結果が全て出揃い、それら情報が公開審議の場で国民に分かる形で配布され、委員が結果を閲覧、意見や情報を反映するより先に、食品安全委員会は結論を出したのかはなぜか。委員全員はパブリックコメントやリスクコミュニケーションの議事録やアンケート結果、食品安全ダイヤルなどで寄せられる意見や情報など全てに目を通されたのか？	
133	意見交換会とは名目だけで、参加者全員の意見・質問も聞くことはできませんでした。会場参加者の何十の挙手のある中、わずか3人に抑えられ、中には激怒されている方もいらっしゃいました。発言できなかった方は、(意見募集で)意見を求めていますので…とおっしゃいましたが、何のために意見交換会に行ったのかわかりません。FAXで済むだけの意見なら、交流会の意味はありません。	今回の一連の意見交換会では、米国及びカナダ産牛肉等の安全性に関する多岐にわたる論点と評価の考え方について関係者の共通理解を深める観点からパネルディスカッション形式の意見交換を行ったところです。この方法については、今回の問題についての理解が深まったとの声もいただいておりますが、その一方でご指摘のように会場参加者の発言の機会が少なくなってしまうとのことご批判もいただいております。今後とも、効果的な意見交換会の運営方法についてリスクコミュニケーション専門調査会での調査審議も踏まえ、更に検討してまいります。
134	今回、意見交換会開催にあたっての会場は全国7ヶ所と少なく、日本海側では1ヶ所もありません。パブリックコメントは提出できますが、健康影響評価(案)は前提条件の確保の上で評価されたものであり、双方向の意見交換が重要と考えます。全国バランスの取れた会場設定での意見交換会開催を要望します。	リスクコミュニケーションの一環としての意見交換会の開催については、ご指摘のとおり、全国の各地域で均衡のとれた開催が望ましいと考えております。今後食品安全委員会としても、可能な限りその実施に向けて努力してまいります。
135	食品安全委員会の米国牛輸入再開審議に関して、ウェブサイトの資料公開はPDFで行われているが、内容が重い事、テキスト検索ができない事、コピーが黒やけて文章が読めない部分やコピーが斜めになっていることがあり、万人が気軽に利用できない状況にある。データの掲載方法を、テキスト検索のできる形及びコピーの黒やけなどによる文字の判読不可が起こらない形で改善頂きたい。	調査審議の資料は迅速を旨としてホームページ等に公開しているところです。今後とも、可能な限り、利用者の利便性を図っていききたいと考えています。

136	食品安全委員会と専門調査会は、公開審議が行われているが、傍聴できる人員が限られていること、議事録などが掲載されるタイムラグもあり、調査会の審議と報道に大きな食い違いや誤報が起きること、誤報に対する公式発表を行わないことにより、多くの誤解を国民に与えてきた。食品安全委員会はその中立公正である責務を果たすために、国会と同じく、審議全てにおいて、ビデオ中継で国民にリアルタイムに審議内容を公開できるように改善すべきと考える。	
137	尚、暗号化通信を利用していないフォームにおいて、住所・氏名などの個人情報を入力することは遠慮させていただく。	
138	この個人情報の管理はどう御考えでしょうか？きちんと管理して頂きたいです。	意見・情報の提出の際の氏名等の付記については、何らかの事情で記載内容が判別できない場合のお問い合わせや、意見・情報がどのような立場からのものかの確認のためにお願いしておりますので、御理解いただければと思います。また、寄せられた個人情報等については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の規定に則り、適切に管理してまいります。なお、電子メールにて意見・情報を送信するフォームは、現時点では未だ暗号化通信に対応していないところですが、今後、その導入について検討していきたいと考えております。
139	このHPは暗号化されていないので、個人情報を書き込むのに大きな抵抗感があります。	
140	本当に広く意見を求めるのであれば、意見の内容に質問をしている余裕はないと思いますがなぜ住所氏名電話番号と個人情報が必要なのか？国、法人関係の情報取り扱いには信用ができません。	
141	毎日新聞を見てのご意見です まずRDS法によるアンケートは精度を疑うべき 現行のアンケート方式ですと無回答だった人の意見が反映されませんから、最低三種類以上の手段で意見を収集するべき	
142	こういう意見の集め方をしても、あまり興味の無い、一般のかた達からの賛成意見は拾いきれないと思う。逆にヒステリックな、消費者団体と言う名前の、サヨクの反対意見の数だけが目立つ事になり、数字の上だけの反対多数と言う結果になって、それを真に受けたマスコミが、検証しようのない情報を垂れ流す事になる。	御指摘いただいた内容は他機関で実施されたものに関してですが、今後、当方でリスクコミュニケーションを行っていく際の参考とさせていただきます。
143	標題にあるように単純に国産と米国産のリスクの同等性を我々一般の消費者に問われても、それを判断する情報があまりにも少なすぎて答えようがなく、マスコミの報道に左右されるか、利己的な判断による意見しか出てこないと思います。食品安全委員会が米国産牛肉を安全であると言いたいのであれば、正しい情報を広い分野で一般消費者に提供すべきだと思います。	食品安全委員会では、広く国民の皆様から御意見・情報を募集するため、電子メール、ファックス又は郵送いずれかの方法で、提出いただいているところです。今後とも、各種媒体を通じて「評価案件に関する意見・情報の募集」をPRすることにより、より多くの方から意見・情報が得られるよう働きかけていきたいと思います。
144	本答申案に対する意見募集の締め切りは、11月29日の午後5時とのことである。一方、早ければ12月1日には厚生労働省と農林水産省に正式に答申するという(2005年11月3日、毎日新聞)。検討期間はたった一日しかない。これでは、国民の声を真面目に聞こうとしているとはとても思えない。単なる形式に過ぎないではないか。本件については、おそろくかなりの数の意見が寄せられると思われる。それらの意見を反映するためには、少なくとも1ヶ月以上の期間が必要であろう。この点について、ぜひ見解を知らせて欲しい。	今回の意見・情報の募集は11月29日の午後5時をもって締め切りでしたが、提出されたご意見・情報は、食品安全委員会委員や当専門調査会専門委員の中で情報として共有しました。その過程を踏まえ、当専門調査会としては、座長を中心に各専門委員相互間でお寄せいただいた意見・情報等の個々の内容について検討を行い、12月8日の食品安全委員会で審議することとなったものです。
145	本「意見・情報の募集」に関してですが、氏名等の個人情報を除き、広く意見を公開すべきと思います。 個々の意見・情報を全てテキスト公開するかはともかく、輸入解禁に対して「おおむね賛成意見」「おおむね反対意見」「輸入しても安全と判断される情報」「輸入は危険と判断される情報」などの大まかな統計分類だけでも「国民の意見」がどのような傾向にあるか、また、それを参考にした上で、行政がどのような結論を出したのか、「意見募集を行った事に対するトレーサビリティ」が必要だと思います。	意見・情報の募集の結果については、従来から当委員会のホームページの「意見等の募集について」のコーナーで、そのとりまとめた結果を公表しております。また、「行政がどのような結論を出したのか」については、寄せられたご意見のうち、リスク管理に関するものはリスク管理機関にお伝えすることとしており、リスク管理機関において今後の施策実施に当たって、これらのご意見等を踏まえ適切に対応されることと考えております。
146	意見交換会の申し込み先が、埼玉の田舎の、看板のない個人の邸宅の住所とファックス番号になっているそうであるが、どういった企業に業務委託をしているのか？なぜそこに業務委託をしたのか？個人情報の保護などの観点から非常に心配なのだが、説明してほしい。	食品安全委員会の主催する意見交換会は、事務効率の観点から、入札により、個人情報の保護等について、適切に行うこととして、民間企業の請負によって実施しているところです。

注)寄せられたご意見・情報については、総論的なもの、個別事項に関するものの順に、なるべく関連したものを並べるよう整理しました。同様のご意見・情報については整理のうえとりまとめているため、項目によっては、多数の同様のご意見・情報が寄せられているものもあります。ただし、同様の趣旨のご意見・情報であっても、それらの趣旨を踏まえ、回答を分けてお答えしたものもあります。